

FAX 飛躍

JR東労組東京地本青年部

36協定締結!

大崎運輸区を除く 14事業所
 我孫子運輸区・綾瀬運輸区・上野運転区・田端運転所・上野車掌区・池袋運輸区・新宿運輸区
 中野電車区・中野車掌区・東京電車区・東京車掌区・丸の内車掌区・大田運輸区・田町運転区

締結期間：1年 2019年5月1日～
 2020年4月30日

東京地本は4月24日、大崎運輸区を除いた運転士・車掌職場14事業所（新幹線統括本部設置に伴い、本部が締結することとなった上野新幹線第二運転所を除く）で36協定を締結しました。締結にあたっては「労働基準法が改正されたこともあり、今まで以上に超過勤務や休日出勤の重みを感じて、労使が引き締めて時間外労働縮減に向けて議論していくこと」を確認しました。

厚生労働省の作成した【36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針】では『時間外労働・休日出勤は最小限にとどめる』ということが示されています。36協定が締結されましたが、指針で示されているように労働組合として、超勤の縮減に向けてチェック機能を果たさなければなりません。

大崎運輸区 締結期間：3箇月
 2019年5月1日～2019年7月31日

どうして大崎運輸区は3箇月締結なのか？

東京地本は4月25日、大崎運輸区の36協定を締結しました。大崎運輸区では長期間にわたり要員不足の状態が続いていました。その状況のなかで会社が行なった、ライフサイクル深度化施策による駅へ3名の転勤・転勤に伴い2名を指導担当へ発令・エルダー本体勤務希望者の他職場への転勤を行いました。また、現場長は休日出勤が多発している現状に対して安全衛生委員会のなかで「対策もくそもない」と発言するなど、安全配慮義務に欠けることを東京地本として指摘してきました。

労使間で議論を積み重ねてきましたが、今回の調印では根本的な解決に至らず、3箇月間の締結期間で私たちの要求である【①要員需給 ②エルダー本体雇用の活用 ③安全衛生委員会の充実した審議】の3点については検証、継続して議論していきます！

直面している要員不足問題に対して、厳格にチェックしていくために、大崎運輸区では3箇月締結を東京地本として求めてきました。東京地本は、要員不足問題の解決に向けてたたかいを継続していきます！

締結は終わりではない！

「安全」「健康」を守り抜くために次なるたたかいに決起しよう！